

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日（火）第3199号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則（※）		（財政課取扱い） 1
○鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表1の2の項第1号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則（※）		（道路維持課取扱い） 2
告 示	告 示	
○県営土地改良事業の計画の決定（6件）		（農地整備課取扱い） 3
○県営土地改良事業の計画の変更		（農地整備課取扱い） 5
○道路の区域の変更（7件）		（道路維持課取扱い） 5
○道路の供用の開始（6件）		（道路維持課取扱い） 6
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（2件）		（都市計画課取扱い） 10
○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止		（鹿児島地域振興局取扱い） 11
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定		（始良・伊佐地域振興局取扱い） 11
公 告	公 告	
○開発行為に関する工事の完了公告		（建築課取扱い） 12
教 育 委 員 会 規 則	教 育 委 員 会 規 則	
○教育職員免許状に関する規則及び鹿児島県立青少年研修センター規則の一部を改正する規則（※）		（総務福利課取扱い） 12
教 育 委 員 会 訓 令	教 育 委 員 会 訓 令	
○鹿児島県教育委員会公印規程及び鹿児島県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令（※）		（総務福利課取扱い） 13
○鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令（※）		（総務福利課取扱い） 13
○鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令（※）		（総務福利課取扱い） 14
教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令	教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令	
○鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令（※）		（総務福利課取扱い） 14
公 安 委 員 会 告 示	公 安 委 員 会 告 示	
○遊技機の型式の検定の告示		（生活安全企画課取扱い） 14

## 規 則

鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 鹿児島県規則第16号

鹿児島県公有財産管理規則の一部を改正する規則

鹿児島県公有財産管理規則（昭和39年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「第8条」を「第8条第1項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第17号

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則の一部を改正する規則

鹿児島県事務処理の特例に関する条例別表土木部の表 1 の 2 の項第 1 号の規則で定める国道の維持及び修繕等を定める規則（平成21年鹿児島県規則第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表中

「

左 欄	中	欄	右 欄
-----	---	---	-----

」

を

「

左 欄	中	欄	右 欄
鹿屋市	269号（県道鹿屋吾平佐多線との交点（鹿屋市高須町909番 3 地先）から浜田交差点までの区間に限る。）		維持及び修繕のうち植栽物の管理

」

に、

「

大崎町	269号（鹿屋市との境界から荒佐三差路までの区間に限る。）		維持及び修繕のうち除草
-----	-------------------------------	--	-------------

」

を

「

大崎町	269号（鹿屋市との境界から荒佐三差路までの区間に限る。）		維持及び修繕のうち除草
錦江町	269号（皆倉バス停留所前から南大隅町との境界までの区間に限る。）		維持及び修繕のうち除草
南大隅町	269号（錦江町との境界から「道の駅」根占前までの区間に限る。）		維持及び修繕のうち除草

」

に改め、同表に次のように加える。

瀬戸内町	58号（大島郡瀬戸内町大字網野子字亥ノ川709番 2 地先から同町大字勝浦字三田103番17地先までの区間を除く。）		維持及び修繕のうち除草
------	--	--	-------------

第 2 条の表中

「

左 欄	中	欄	右 欄
-----	---	---	-----

」

を

「

左 欄	中	欄	右 欄
鹿屋市	鹿屋吾平佐多線（国道220号との交点（鹿屋市古江町643番 3 地先）から国道269号との交点（鹿屋市高須町909番 3 地先）までの区間に限る。）		維持及び修繕のうち植栽物の管理

」

に、

「

南大隅町	佐多岬公園線		維持及び修繕のうち除草
------	--------	--	-------------

」

を  
「

南大隅町	鹿屋吾平佐多線（尾波瀬トンネル終点側坑口から肝属郡南大隅町佐多馬籠字大久保873番1地先までの区間に限る。）	維持及び修繕のうち 除草
	佐多岬公園線	

」

に改め、同表宇検村の項中「除草」の次に「及び植栽物の管理」を加え、同表に次のように加える。

瀬戸内町	蘇刈古仁屋線	維持及び修繕のうち 除草
徳之島町	伊仙亀津徳之島空港線	維持及び修繕のうち 除草
	糸木名亀津線	
	松原轟木線	
	亀徳港線	
花徳浅間線		
和泊町	知名沖永良部空港線	維持及び修繕のうち 除草及び植栽物の管理

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

## 告 示

### 鹿児島県告示第348号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備、農道整備及び土層改良）横山地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 30 日から同年 4 月 26 日まで
- 3 縦覧場所  
西之表市役所農林水産課

### 鹿児島県告示第349号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備（区画整理）塩屋南部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 30 日から同年 4 月 26 日まで
- 3 縦覧場所

中種子町役場農地整備課

### 鹿児島県告示第350号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地環境整備（区画整理）河内浦地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年3月30日から同年4月26日まで
- 3 縦覧場所  
南種子町役場総合農政課

### 鹿児島県告示第351号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（一般型）（農業用排水施設整備，農道整備及び農用地保全）屋久地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年3月30日から同年4月26日まで
- 3 縦覧場所  
屋久島町役場農林水産課

### 鹿児島県告示第352号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備，農道整備及び土層改良）伊美地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年3月30日から同年4月26日まで
- 3 縦覧場所  
和泊町役場耕地課

### 鹿児島県告示第353号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備，農道整備及び土層改良）手々知名地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 30 日から同年 4 月 26 日まで
- 3 縦覧場所  
和泊町役場耕地課

**鹿児島県告示第354号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手育成型）（旧：畑地帯総合整備）（区画整理）第三畦布地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年 3 月 30 日から同年 4 月 26 日まで
- 3 縦覧場所  
和泊町役場耕地課

**鹿児島県告示第355号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年 3 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	桜島港黒神線	鹿児島市桜島赤生原町412番1地先から同市桜島武町11番1地先まで	前	6.8～12.6	139.0
			後	9.5～23.9	159.0
			後	10.8～21.3	139.0

**鹿児島県告示第356号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年 3 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-----	-------	--------	-----------------	-----------------

国道	226号	枕崎市大塚中町169番1地先から9番地先まで	前	7.6~33.7	463.9
			後	12.6~33.7	463.9
県道	指宿鹿児島インター線	指宿市池田字榑木6770番33地先から同市池田字管山6719番1地先まで	前	11.1~24.4	608.0
			後	11.1~24.4	608.0
		南九州市穎娃町上別府字上松渡瀬3660番1地先から同市穎娃町上別府字中原3686番1地先まで	前	16.8~60.0	303.0
			後	16.8~29.4	303.0
	岩本開聞線	指宿市池田字石坂5475番8地先から5475番5地先まで	前	8.3~9.3	107.8
			後	8.6~10.4	107.8
永吉入佐鹿児島線	鹿児島市田上町5340番2地先から5353番1地先まで	前	10.0~17.9	57.0	
		後	11.6~37.9	68.0	
		鹿児島市田上二丁目13番5地先から3番23地先まで	前	19.4~75.9	156.0
後	19.4~55.0		155.2		
打木谷白沢津線	枕崎市別府字小溝18111番1地先から同市別府字新蔵竿下18127番3地先まで	前	8.0~13.4	100.0	
		後	11.5~13.4	100.0	

鹿児島県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	枕崎市大塚中町169番1地先から9番地先まで	平成28年 3月29日
県道	指宿鹿児島インター線	南九州市穎娃町上別府字上松渡瀬3660番1地先から同市穎娃町上別府字中原3686番1地先まで	
		指宿市池田字石坂5475番8地先から5475番5地先まで	
永吉入佐鹿児島線	鹿児島市田上町5340番2地先から5353番1地先まで	鹿児島市田上二丁目13番5地先から3番23地先まで	
		鹿児島市田上二丁目13番5地先から3番23地先まで	
打木谷白沢津線	枕崎市別府字小溝18111番1地先から同市別府字新蔵竿下18127番3地先まで		

鹿児島県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	269号	鹿屋市串良町細山田字牧山	前	11.2~31.4	341.6

		4823番 1 地先から同市串良町細山田字上瀉3691番 6 地先まで	後	11.4~60.4	311.5
県道	垂水南之郷線	曾於市大隅町岩川字崩下1453番 9 地先から1453番 3 地先まで	前	15.8~17.3	90.0
			後	15.8~25.2	90.0
	塗木大隅線	志布志市松山町新橋字山下278番10地先から同市松山町新橋字松尾1559番 3 地先まで	前	9.1~21.5	141.5
			後	9.2~18.5	141.5
	宮ヶ原大崎線	志布志市有明町蓬原字春日堀137番 1 地先から99番 8 地先まで	前	8.4~8.9	189.4
			後	6.9~13.8	199.5
			後	6.9~8.2	189.4
	永吉高山線	肝属郡肝付町新富字四十割2975番 3 地先から同町新富字松崎1292番 1 地先まで	前	6.0~20.2	1,000.9
			後	12.0~31.6	994.2
	鹿屋環状線	鹿屋市飯隈町1676番地先から1609番 1 地先まで	前	6.3~22.0	380.4
			後	10.3~22.0	380.4
鹿屋市笠之原町2021番 1 地先から1921番 1 地先まで		前	8.8~54.2	334.9	
		後	12.7~68.1	403.0	
鹿屋市笠之原町1921番 1 地先から同市東原町2862番 1 地先まで	前	12.7~110.9	403.0		
	後	39.5~109.0	2,034.9		
鹿屋串良インター線	鹿屋市東原町2860番 8 地先から同市串良町細山田字十三塚5520番 1 地先まで	前	25.0~61.0	2,034.9	
		後	10.0~179.0	4,046.7	
			後	10.0~170.9	4,046.7

鹿児島県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年 3 月 29 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	269号	鹿屋市串良町細山田字牧山4823番 1 地先から同市串良町細山田字上瀉3691番 6 地先まで	平成28年 3 月 29 日
県道	垂水南之郷線	曾於市大隅町岩川字崩下1453番 9 地先から1453番 3 地先まで	
	塗木大隅線	志布志市松山町新橋字山下278番10地先から同市松山町新橋字松尾1559番 3 地先まで	
	宮ヶ原大崎線	志布志市有明町蓬原字春日堀137番 1 地先から99番 8 地先まで	
	永吉高山線	肝属郡肝付町新富字四十割2975番 3 地先から同町新富字松崎1292番 1 地先まで	
	鹿屋環状線	鹿屋市飯隈町1676番地先から1609番 1 地先まで	

## 鹿児島県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	504号	薩摩郡さつま町求名字前田12966番2地先から同町田原字野元147番6地先まで	前	8.5～119.5	6,915.4
			後	8.5～50.2	6,086.4
			後	14.0～129.6	6,702.7
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町3517番1地先から3428番2地先まで	前	24.4～48.5	112.7
			後	38.8～49.6	112.7
	手打蘭牟田港線	薩摩川内市下甑町長浜字古川263番1地先から同市下甑町長浜字城之田916番1地先まで	前	5.8～37.0	805.2
			後	9.9～37.9	799.1

## 鹿児島県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島蒲生線	鹿児島市川上町3508番2地先から3428番2地先まで	平成28年 3月29日
	手打蘭牟田港線	薩摩川内市下甑町長浜字古川263番1地先から同市下甑町長浜字城之田916番1地先まで	
	犬飼霧島神宮停車場線	霧島市牧園町下中津川字妙見崎14番4地先から同市牧園町下中津川字岩下44番6地先まで	

## 鹿児島県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子線	西之表市現和字荒崎5748番3地先から同市現和字上田之脇5863番1地先まで	前	7.0～18.0	770.0
			後	11.5～22.0	770.0



## 鹿児島県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	西之表市現和字荒崎5748番3地先から同市現和字上田之脇5863番1地先まで	平成28年 3月29日

## 鹿児島県告示第364号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	西之表南種子線	熊毛郡南種子町西之字上ノ川6209番地先から同町西之字宮藪5981番1地先まで 熊毛郡南種子町西之字高田添6265番2地先から同町西之字宮藪5981番1地先まで	前	8.4～14.2	283.7
			後	16.8～40.3	280.0

## 鹿児島県告示第365号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	西之表南種子線	熊毛郡南種子町西之字高田添6265番2地先から同町西之字宮藪5981番1地先まで	平成28年 3月29日

## 鹿児島県告示第366号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	喜界島循環線	大島郡喜界町大字坂嶺字前 金久2037番2地先から2059 番地先まで	前	6.4～7.5	85.5
			後	7.5～11.1	85.5

**鹿児島県告示第367号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成28年3月29日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	喜界島循環線	大島郡喜界町大字坂嶺字前金久2037番2地先から 2059番地先まで	平成28年 3月29日

**鹿児島県告示第368号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

## 1 施行者の名称

霧島市

## 2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 国分都市計画及び隼人都市計画下水道事業

(2) 名称 国分隼人公共下水道

## 3 事業施行期間

平成2年1月26日から平成35年3月31日まで（変更前平成28年3月31日まで）

## 4 事業地

## (1) 収用の部分

平成2年1月26日鹿児島県告示第170号、平成7年9月11日鹿児島県告示第1475号、平成8年3月29日鹿児島県告示第657号、平成9年6月20日鹿児島県告示第934号、平成11年7月6日鹿児島県告示第1004号、平成13年7月17日鹿児島県告示第1058号及び平成20年8月8日鹿児島県告示第1236号の事業地のうち国分松木東地内において事業地を変更する。

## (2) 使用の部分

平成2年1月26日鹿児島県告示第170号、平成7年9月11日鹿児島県告示第1475号、平成8年3月29日鹿児島県告示第657号、平成9年6月20日鹿児島県告示第934号、平成11年7月6日鹿児島県告示第1004号、平成13年7月17日鹿児島県告示第1058号及び平成20年8月8日鹿児島県告示第1236号の事業地のうち大字隼人町見次字東雨ヶ迫、字西雨ヶ迫、字土取窪及び字ヤケミト地内において事業地を変更し、同事業地に大字隼人町見次字榎田を加える。

**鹿児島県告示第369号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称  
奄美市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名瀬都市計画下水道事業
  - (2) 名称 奄美市公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和52年 3 月 7 日から平成33年 3 月 31日まで (変更前平成28年 3 月 31日まで)
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

**鹿児島地域振興局告示第 7 号**

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の 5 の19第 2 項の規定により, 指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
たけのこキッズ	鹿児島市春山町 1212番地 7	特定非営利活動 法人たけのこキ ッズ	鹿児島市春山町 1212番地 7	坂上 竜次	平成28年 3 月 31 日	児童発達 支援
おひさまSun	鹿児島市小野四 丁目15番16号	社会福祉法人川 上福祉会	鹿児島市川上町 3472番地	池田 安則	平成28年 3 月 31 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
アシストかごしま	鹿児島市桜ヶ丘 六丁目17番17号	一般社団法人ラ イフサポートか ごしま	鹿児島市坂之上 四丁目12番15号 (ブライヒル 102号)	鶴留 博一	平成28年 3 月 31 日	児童発達 支援
児童発達支援事業所おひさま	日置市日吉町日 置1058番地 1	特定非営利活動 法人おひさま	日置市日吉町日 置1058番地 1	満尾 昌子	平成28年 3 月 31 日	児童発達 支援
こどもの家すくすくしえんせんたー風のことり	鹿児島市住吉町 7 番14号	社会福祉法人大 潟福祉会	日置市伊集院町 妙円寺一丁目64 番地 1	潟山 康博	平成28年 3 月 31 日	児童発達 支援・放 課後等デ イサービ ス
放課後等デイサービスぱあにい	鹿児島市池之上 町 9 番 9 号	合名会社南邦商 事	鹿児島市池之上 町 9 番14号	中島賢二郎	平成28年 3 月 31 日	放課後等 デイサー ビス
子育てサポートKキッズ	鹿児島市明和二 丁目14番15号	合同会社Kキッ ズ	鹿児島市明和二 丁目14番15号	小菌 幸一	平成28年 3 月 31 日	放課後等 デイサー ビス

始良・伊佐地域振興局告示第 9 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年3月29日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
きりしま社仲	霧島市霧島田口 2638番地508	一般社団法人天 盟会	霧島市国分中央 五丁目4番12号	山口 昌司	平成28年 3月11日	就労継続 支援A型

## 公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年3月29日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
（1工区）  
西之表市西之表字中之野16314番7の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名  
西之表市西之表9952番地1  
種子島産婦人科医院組合  
管理者 長野力

## 教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則及び鹿児島県立青少年研修センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

### 鹿児島県教育委員会規則第8号

教育職員免許状に関する規則及び鹿児島県立青少年研修センター規則の一部を改正する規則

（教育職員免許状に関する規則の一部改正）

第1条 教育職員免許状に関する規則（昭和30年鹿児島県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記第11号様式中「鹿教委指令第 号」を「指令 第 号」に、「起用員数」を「教員数」に改める。

（鹿児島県立青少年研修センター規則の一部改正）

第2条 鹿児島県立青少年研修センター規則（昭和45年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中「鹿教委指令第 号」を「指令 第 号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に第1条の規定による改正前の教育職員免許状に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際、現に青少年研修センターの使用の許可を受けている者は、第2条の規定による改正後の鹿児島県立青少年研修センター規則による許可を受けた者とみなす。

教育委員会訓令

鹿児島県教育委員会訓令第2号

鹿児島県教育委員会公印規程及び鹿児島県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会公印規程及び鹿児島県教育委員会電子署名規程の一部を改正する訓令

(鹿児島県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 鹿児島県教育委員会公印規程(昭和34年鹿児島県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条の2中「及びかいの長」を「, かいの長及びその他の職にある者」に改める。

別表中

「

鹿児島県教育委員会事務局〇〇課長印	方21	鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 事 務 局 .....課長印	庁内各課	を
-------------------	-----	---	------	---

」

「

鹿児島県教育委員会事務局〇〇課長印	方21	鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 事 務 局 .....課長印	庁内各課	に改める。
鹿児島県教育委員会事務局〇〇課〇〇室長印	方21	鹿 児 島 県 教 育 委 員 会 事 務 局...課 ...室長印	課に置く室	

」

(鹿児島県教育委員会電子署名規程の一部改正)

第2条 鹿児島県教育委員会電子署名規程(平成14年鹿児島県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第5号を第6号とし, 第4号の次に次の1号を加える。

(5) 室長

別表中課長の項を次のように改める。

課長 室長	本庁の各課長及び各室長
-------	-------------

附 則

この訓令は, 平成28年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県教育委員会訓令第3号

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会関係職員服務規程(昭和36年鹿児島県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表以外の部分及び同項の表営利企業等の従事許可の項区分の欄中「営利企業等の従事許可」を「営利企業への従事等の許可」に改め、同項根拠規定の欄中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に改め、同項手続の欄中「営利企業等の従事制限に関する規則」を「営利企業への従事等の制限に関する規則」に、「営利企業等の従事許可申請書」を「営利企業従事等許可申請書」に改める。

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

#### 鹿児島県教育委員会訓令第 4 号

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会文書規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会文書規程（平成24年鹿児島県教育委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「等（以下「課等」を「課」という。）」を削る。

第21条第 1 項中「課長」の次に「又は室長」を加える。

第26条第 1 項第 1 号中「，指令には鹿教委を」を削る。

第41条第 5 項第 3 号中「又は決定」を削る。

別表第 1 の第 6 中「鹿教委指令第 号」を「指令 第 号」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の鹿児島県教育委員会文書規程第41条第 5 項第 3 号の規定は、この訓令の施行の日以後の行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに係るものについて適用し、同日前の行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

### 教育委員会教育長訓令

#### 鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

鹿児島県教育委員会教育長事務委任規程（昭和49年鹿児島県教育委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 の表 1 の項委任事項の欄第 1 号に次のように加える。

エ 期間の更新に係るもの

附 則

この訓令は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

### 公安委員会告示

#### 鹿児島県公安委員会告示第36号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRソルジャーSRT1	マルホン工業株式会社	6P0075
ぱちんこ遊技機	CRソルジャーSRT_K	マルホン工業株式会社	6P0112
ぱちんこ遊技機	CRA地獄少女 弐FPY	株式会社藤商事	6P0091
ぱちんこ遊技機	CRA着信アリ FPWZ	株式会社藤商事	6P0129
ぱちんこ遊技機	CR美男ですねVAE	株式会社高尾	5P1534
ぱちんこ遊技機	CRダークフォースM	株式会社高尾	6P0024
ぱちんこ遊技機	CRリアル鬼ごっこWAB	株式会社高尾	6P0060
ぱちんこ遊技機	CRクイーンズブレイド2WAC	株式会社高尾	6P0136
ぱちんこ遊技機	CRAヤッターマンDS	株式会社サンスリー	6P0110
ぱちんこ遊技機	CR魔法少女リリカルなのはMTB	株式会社三洋物産	6P0140
回胴式遊技機	パチスロそらのおとしものフォルテ/DX	DAXEL株式会社	6S0047
回胴式遊技機	コクッチーブラック	株式会社タイヨー	6S0127